

議案第109号

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の改正について

平成30年11月28日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和49年前橋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「第7号」を「第6号」に改める。

第13条第4号を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。